

3 現在中国等に残っている孤児数

・現在中国に残っている孤児数 288名

(内訳)

身元判明者	190名	[1,281 (判明者数)	-1,091 (判明帰国者数)]
集団訪日未判明者	72名	[1,443 (未判明者数)	-1,371 (未判明帰国者数)]
訪中未判明者	12名	[15 (未判明者数)	- 3 (未判明帰国者数)]
日中共同調査による認定未判明者	14名	[72 (認定未判明者数)	- 58 (認定未判明帰国者数)]

・現在ロシアに残っている孤児数 1名

(内訳)

認定未判明者 1名

4 身元引受人登録者数等

・身元引受人登録者数 1,623名 (法人及び任意団体169を含む)

・あっせん実績 2,510世帯2,513名 (うち、孤児1,643世帯 1,645名)

第11 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

① 集団による訪日回数別の身元判明状況

平成20年2月1日現在

訪日 回数	実 施 時 期	訪日人員	対面者数	身 元 判 明		
				訪日期間中	そ の 他	計
1	昭56. 3	47	33	23 (48.9)	7 (14.9)	30 (63.8)
2	昭57. 2~3	60	56	40 (66.7)	5 (8.3)	45 (75.0)
3	昭58. 2~3	45	31	22 (48.9)	3 (6.7)	25 (55.6)
4	昭58. 12	60	46	37 (61.7)	0 (0)	37 (61.7)
5	昭59. 2~3	50	37	25 (50.0)	2 (4.0)	27 (54.0)
6	昭59. 11~12	90	54	35 (38.9)	4 (4.4)	39 (43.3)
7	昭60. 2~3	90	55	33 (36.7)	6 (6.7)	39 (43.3)
8	昭60. 9	135	60	30 (22.2)	11 (8.1)	41 (30.4)
9	昭60. 11~12	135	48	32 (23.7)	2 (0.1)	34 (25.2)
10	昭61. 2~3	130	47	31 (23.8)	3 (2.3)	34 (26.2)
11	昭61. 6	200	92	68 (34.0)	12 (6.0)	80 (40.0)
12	昭61. 9	200	81	54 (27.0)	10 (5.0)	64 (32.0)
13	昭61. 10~11	100	40	30 (30.0)	3 (3.0)	33 (33.0)
14	昭61. 12	42	17	14 (33.3)	1 (2.4)	15 (35.7)
15	昭62. 2~3	104	43	25 (24.0)	3 (2.9)	28 (26.9)
62-1	昭62. 11	50	15	9 (18.0)	1 (2.0)	10 (20.0)
62-2	昭63. 2~3	50	16	12 (24.0)	1 (2.0)	13 (26.0)
63-1	昭63. 6	35	13	9 (25.7)	3 (8.6)	12 (34.3)
63-2	平元. 2~3	57	17	8 (14.0)	1 (1.8)	9 (15.8)
平元	平2. 2~3	46	17	12 (26.1)	0 (0)	12 (26.1)
平2	平2. 11~12	37	6	4 (10.8)	0 (0)	4 (10.8)
平3	平3. 11~12	50	11	3 (6.0)	3 (6.0)	6 (12.0)
平4	平4. 11~12	33	10	4 (12.1)	0 (0)	4 (12.1)
平5	平5. 10~11	32	7	4 (12.5)	1 (3.1)	5 (15.6)
平6	平6. 11~12	36	8	2 (5.6)	3 (8.3)	5 (13.9)
平7	平7. 10~11	67	12	5 (7.5)	2 (3.0)	7 (10.4)
平8	平8. 10~11	43	10	3 (7.0)	1 (2.3)	4 (9.3)
平9	平9. 10	(※1) 45	6	2 (4.5)	1 (2.3)	3 (6.8)
平10	平10. 11	27	6	4 (14.8)	1 (3.7)	5 (18.5)
平11	平11. 11	20	6	1 (5.0)	1 (5.0)	2 (10.0)
計		(※1) 2116	900	581 (27.5)	91 (4.3)	672 (31.8)

注1：()内は、訪日人員に対する判明率(%)である。

2：※1は訪日後、日本人孤児であることを取り消された者で内数である。

② 訪日対面調査等による身元判明状況

訪日 回数	実 施 時 期	情報公開者数	対面者数	身 元 判 明		
				訪日期間中	そ の 他	計
平12	平12.11	20	5	1	2	3 (15.0)
平13	平13.11	20	5	2	2	4 (20.0)
平14	平14.11	6	1	1	0	1 (16.7)
平15	平16. 2	10	3	1	0	1 (10.0)
平16	平16.11	※12	3	1	0	1 (8.3)
平17	平17.11	※5	1	0	0	0 (0.0)
平18	平18.11	7	2	0	0	0 (0.0)
平19	平19.11	4	1	0	1	1 (25.0)
計		84	21	6	5	11 (13.1)

注：()内は、情報公開者数に対する判明率(%)である。

※平16について、うち1名はロシア在住の孤児

※平17について、うち1名は日本在住の孤児

第12 (財) 中国残留孤児援護基金の事業

財団法人 中国残留孤児援護基金

1 中国養父母等の扶養費支払い援助

中国残留孤児の養父母等に対する扶養費支払いは、平成19年度に帰国した孤児について一括して平成20年6月30日までに中国紅十字会総会に送金する予定である。

2 中国帰国者定着促進センター及び中国帰国者支援・交流センターの運営受託国の委託を受けて、中国帰国者定着促進センター及び中国帰国者支援・交流センターの管理、運営を行う予定である。

3 帰国孤児等及びその家族の就学援助

- (1) 募集人員 高等学校 15人程度
 大学・専修学校 15人程度

(2) 就学資金の種類及び貸与額

区 分	高等学校	大 学	専修学校等
入 学 資 金	入学時、5万円	入学時、30万円以内	入学時、50万円以内
奨 学 金	月額、1万円	月額、3万円以内で別に定める額	月額、3万円以内で別に定める額

※平成20年度は、理事会及び評議員会において承認後に増額予定

(事務局案)

入学資金 入学時 高等学校10万円以内

奨学金 月額 高等学校2万円以内 大学4万円以内 専修学校等4万円以内

4 帰国孤児等の生活相談、指導及び中国養父母との連絡仲介

(1) 生活相談室の設置

中国から帰国した孤児等及びその家族の地域社会への円滑な定着、自立促進を図るため、事務局に相談室を設け、常時相談員を配置して指導を行う。

(2) 帰国孤児の養父母お見舞訪中援助

ア 昭和62年度より、養父母を孤児が訪中して見舞い、かつ日本での生活、定着状況を報告することにより、養父母に安堵していただくため帰国孤児の養父母お見舞い訪中援助事業を実施している。

イ これまで孤児帰国後1度に限り支援していたところ、平成17年度から2度日の訪中を行う場合も支援を行うこととし、さらに、養父母の危篤等の緊急時には、利用回数にかかわらず支援することとした。平成19年度は、現在までに約60名の孤児が訪中した。

(養父母のある孤児の訪中支援は、17～19年度までで一巡する予定)

(ア)訪中人員 帰国孤児100人程度(年間)

(イ)時期 年度内随時

(ウ)援助内容 渡航費及び見舞金を援護基金が援助する。

5 ホームヘルパー養成講座受講者等への援助

日本社会で自立するため、または就業上のキャリアアップを目的として帰国者の一世、二世及び三世並びにその配偶者を対象に、平成15年度から2級ホームヘルパー養成講座等の受講料の約8割を受講予定者に支給している。これまでに約200人に援助した。

6 帰国者の老後支援事業

公益法人又はNPO法人等が、帰国者やその配偶者に視点をおいた介護事業を始める場合に、一定の期間を介護事業基盤整備期間として資金の一部を援助する。また、介護保険事業者として事業を行っている公益法人又はNPO法人が、高齢帰国者及びその配偶者をサービスの対象としたことによって運営に負担が生じている場合には、一定の条件の下に支援を行う。助成に当たっては、団体助成委員会において、助成する団体の活動や、助成内容を審査し、その答申に基づいて助成を行う。

7 孤児等の生活状況調査

中国東北地区等において、主として帰国希望の孤児及び残留婦人等を対象に、中国における生活状況等を調査し、帰国孤児等の生活指導上の資料とするとともに、これらの者に対して、日本社会の現況、帰国受入援護、帰国手続等について周知を図る。

8 中国残留孤児、残留婦人等の集団一時帰国援助

中国において、日本への一時帰国を希望している中国残留孤児及び残留婦人等のうち、日本に身寄りがいない、または、在日親族が何らかの事情で受け入れることができない等の理由で帰国できない者に対し、一時帰国の受け入れ者となり、滞在中の援護を国の委託を受けて行う予定である。

受入予定 60世帯111名

9 就籍援助事業

中国及びサハリンに残留した邦人のうち、身元が判明している中国残留邦人・サハリン残留邦人が戸籍の訂正等の申請を行う場合に、その手続に必要な弁護士費用等を援助する。

この事業は、財団法人法律扶助協会が昭和61年度から日本財団の補助を受けて行っていたが、同協会が平成18年度をもって解散したため、当基金が日本財団からの補助を受け、日本司法支援センターに委託し引き続いて支援を行うものである。

10 孤児等の福祉を図る団体等の活動助成

中国帰国孤児等を対象に、日本語教育、生活相談、福祉の向上を図るための援助活動等を行っている団体等に対し、その事業費の一部を助成する。助成する団体、助成内容については助成委員会で審査し、その答申に基づいて助成する。

11 教材の開発、発刊

中国帰国孤児等の日本語教育指導資料を開発、発刊し、帰国者の利用に供する。

12 機関紙の発行

援護基金の業務の遂行状況、帰国者の定着自立や日本語学習等の体験事例紹介、関係情報等の記事を掲載し、中国帰国孤児及び孤児援護事業の従事者、協力団体（者）等の相互連絡、事例研究の場とするために機関紙を発行する。

13 就職援助事業

中国帰国者定着促進センター及び中国帰国者支援・交流センターにおいて、中国帰国孤児等に対して職業相談及び職業指導等を国の委託を受けて行う予定である。

(その他)

当基金への寄付を促進し、中国帰国者の自立支援事業等の向上を図るため、平成7年度から特定公益増進法人の認定を受けている。

この結果、個人や企業から当基金への一般寄付金に係る免税枠が拡大されている。

第13 平成19年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等実施状況

平成20年1月末現在

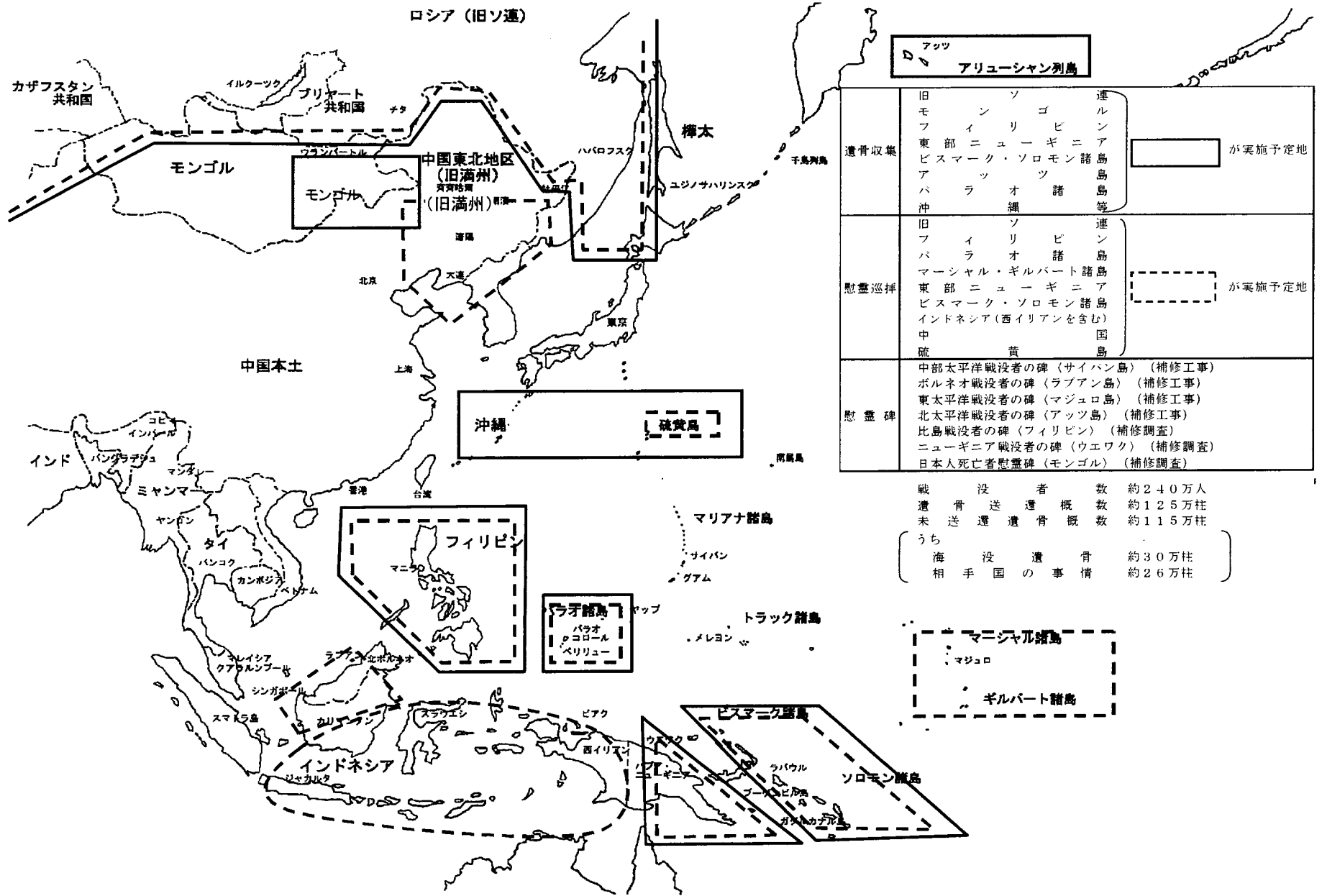
1 遺骨収集等

地 域	実施期間	派 遣 人 員 (人)			遺骨送還数 (柱)	備 考
		政府職員	民間協力者	計		
【旧ソ連抑留中死亡者】						
ハバロフスク地方(応急)	19.6.4~6.11	2	0	2	2	
沿海地方地方	19.9.19~10.5	3	10	13	93	
小 計		3	10	15	95	
【南方地域等】						
モンゴル(ノモンハン)	19.8.20~9.4	3	6	9	26	
パラオ諸島(事前)	19.8.6~8.11	2	0	2	0	
東部ニューギニア(事前)	19.8.25~9.3	2	1	3	0	
東部ニューギニア	19.10.28~11.9	3	12	15	94	
ソロモン諸島(事前)	19.7.28~8.8	2	2	4	0	
ソロモン諸島	19.9.29~10.11	2	8	10	78	
インドネシア(応急)	19.10.27~11.9	2	3	5	115	
フィリピン(事前)	19.10.21~10.27	3	0	3	0	
フィリピン(応急)	19.12.9~12.14	3	2	5	9	
アッツ島(調査)	19.7.8~7.14	2	0	2	0	
トラック環礁(調査)	19.9.30~10.7	1	0	1	0	
硫黄島①	19.6.27~7.12	2	26	28	16	
硫黄島②	19.9.26~10.11	3	29	32	2	
硫黄島③	19.11.25~12.10	3	29	32	4	
小 計		33	118	151	344	
合 計		36	128	166	439	

2 慰霊巡拝

地 域	実施期間	派 遣 人 員 (人)			備 考
		政府職員	遺 族	計	
【旧ソ連抑留中死亡者】					
イルクーツク州・クラスノヤ ルスク地方	19.9.1～9.13	2	17	19	
チタ州・ブリヤート共和国	19.9.9～9.21	2	10	12	
ハバロフスク地方	19.10.7～10.19	2	16	18	
カザフスタン共和国	19.10.8～10.17	2	14	16	
小 計		8	57	65	
【南方地域等】					
中国東北地区	19.9.5～9.15	2	7	9	
ビスマーク・ソロモン諸島	19.9.22～9.29	4	26	30	
トラック諸島	19.10.13～10.20	2	10	12	
東部ニューギニア	19.11.3～11.10	4	33	37	
フィリピン	19.11.28～12.7	6	62	68	
硫黄島①	19.12.3～12.4	8	48	56	
マリアナ諸島	20.1.24～1.31	3	31	34	
小 計		29	217	246	
合 計		37	274	311	

第14 平成20年度遺骨収集・慰霊巡拝等実施予定地概見図



第15 戦没者遺骨の伝達実績（都道府県別過去5ヵ年）

平成20年1月末現在

番号	都道府県	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計
1	北海道	1	2	12	8	6	29
2	青森	2	2	5	9	1	19
3	岩手	0	1	2	8	3	14
4	宮城	0	1	1	4	1	7
5	秋田	0	0	1	2	1	4
6	山形	0	0	2	4	3	9
7	福島	0	2	2	6	1	11
8	茨城	0	1	3	2	4	10
9	栃木	0	1	3	3	0	7
10	群馬	0	1	0	3	4	8
11	埼玉	0	1	9	10	4	24
12	千葉	0	4	2	12	11	29
13	東京	0	3	5	11	13	32
14	神奈川	0	2	3	9	5	19
15	新潟	0	1	3	1	0	5
16	富山	0	0	1	1	2	4
17	石川	0	0	1	1	1	3
18	福井	0	0	0	1	0	1
19	山梨	0	0	1	5	2	8
20	長野	0	1	2	3	3	9
21	岐阜	0	1	1	1	3	6
22	静岡	0	1	1	6	5	13
23	愛知	0	1	7	4	8	20
24	三重	0	0	3	4	3	10
25	滋賀	0	1	0	3	1	5
26	京都	0	1	0	3	0	4
27	大阪	1	2	6	8	7	24
28	兵庫	3	1	5	8	4	21
29	奈良	0	1	2	6	2	11
30	和歌山	0	3	0	4	2	9
31	鳥取	0	2	0	1	1	4
32	島根	0	0	1	3	4	8
33	岡山	1	1	3	5	0	10
34	広島	0	1	6	7	17	31
35	山口	1	1	4	8	2	16
36	徳島	0	0	1	1	1	3
37	香川	0	0	3	0	0	3
38	愛媛	0	0	1	3	0	4
39	高知	0	1	0	4	1	6
40	福岡	0	1	5	10	7	23
41	佐賀	0	0	0	1	1	2
42	長崎	0	2	0	0	2	4
43	熊本	0	0	3	1	1	5
44	大分	0	0	0	1	0	1
45	宮崎	0	0	3	0	5	8
46	鹿児島	0	1	6	3	4	14
47	沖縄	0	0	0	0	0	0
計		9	45	119	198	146	517

注 上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

第16 平成20年度における援護年金の額の改定

I 障害年金の額（平成19年度と同額）

1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成20年4月からの額	現行額	平成20年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	現行どおり	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	現行どおり
第1項症	5,723,000円	現行どおり	4,363,000円	現行どおり
第2項症	4,769,000円		3,639,000円	
第3項症	3,927,000円		3,007,500円	
第4項症	3,108,000円		2,383,900円	
第5項症	2,514,000円		1,938,700円	
第6項症	2,033,000円		1,571,100円	
第1款症	1,853,000円	現行どおり	1,428,200円	現行どおり
第2款症	1,686,000円		1,299,800円	
第3款症	1,352,000円		1,045,100円	
第4款症	1,089,000円		844,600円	
第5款症	961,000円		743,000円	

2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	平成20年4月からの額
特別項症 ～ 第1款症	配偶者	193,200円	現行どおり
	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000(※) 3人目から1人につき 36,000円	2人まで1人につき 現行どおり 3人目から1人につき 現行どおり
第2款症 ～ 第5款症	妻	193,200円	現行どおり

※配偶者がいないときそのうち1人については132,000円

3 特別加給

障害の程度	現行額	平成20年4月からの額
特別項症	270,000円	現行どおり
第1項症		
第2項症	210,000円	現行どおり

II 障害一時金の額（平成19年度と同額）

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成20年4月からの額	現行額	平成20年4月からの額
第1款症	6,088,000円	現行どおり	4,640,900円	現行どおり
第2款症	5,050,000円		3,850,800円	
第3款症	4,332,000円		3,302,500円	
第4款症	3,559,000円		2,713,400円	
第5款症	2,855,000円		2,177,100円	

III 遺族年金・遺族給与金の額

1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者	
	現行額	平成20年10月からの額(案)	現行額	平成20年10月からの額(案)
遺族年金・給与金	1,966,800円	現行どおり	72,000円	現行どおり
特別遺族年金・給与金				
平病死遺族年金・給与金	1,568,700円	1,573,500円	56,200円	56,400円
障害者遺族特例年金・給与金 ・公務傷病第2款症以下 ・勤務関連傷病第1款症以上 ・勤務関連傷病第2款症以下	514,550円	525,350円	-	-
	413,350円	424,150円	-	-
特設年金・給与金 ・公務傷病併発死亡 ・勤務関連傷病併発死亡	413,350円	424,150円	-	-
	291,950円	302,750円	-	-

2 他に公務扶助料受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	平成20年10月からの額	備考
配偶者	193,200円	現行どおり	昭和28法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額 …軍人の遺族(※)
配偶者以外の者	72,000円	現行どおり	

※(例)死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助料へ移行したとき、引き続き援護法により遺族年金を受けることとなる内縁の妻。

第17 戦没者等の妻に対する特別給付金(第二十二回特別給付金)請求書の処理状況調

平成19年12月末現在

都道府県等	受付件数 (A)	他県への 送付件数 (B)	他県から受け 付けた件数 (C)	裁定件数等 (D)	未処理件数 E=(A-B+C-D)
1 北海道	2,839	581	553	2,804	7
2 青森	1,799	172	290	1,912	5
3 岩手	2,386	173	371	2,579	5
4 宮城	2,754	467	484	2,752	19
5 秋田	1,793	150	482	2,121	4
6 山形	1,639	167	505	1,974	3
7 福島	2,778	324	780	3,230	4
8 茨城	3,125	725	619	3,019	0
9 栃木	1,856	452	534	1,932	6
10 群馬	1,790	366	499	1,917	6
11 埼玉	4,433	2,326	534	2,635	6
12 千葉	5,180	2,187	615	3,600	8
13 東京	6,788	3,817	3,533	6,497	7
14 神奈川	5,106	3,082	804	2,820	8
15 新潟	3,754	306	1,013	4,452	9
16 富山	2,058	199	376	2,231	4
17 石川	2,158	244	452	2,359	7
18 福井	1,998	166	461	2,293	0
19 山梨	1,204	182	438	1,458	2
20 長野	2,908	421	750	3,229	8
21 岐阜	2,943	527	663	3,076	3
22 静岡	5,403	848	708	5,250	13
23 愛知	7,615	1,625	979	6,953	16
24 三重	3,958	505	752	4,195	10
25 滋賀	2,161	428	637	2,368	2
26 京都	3,569	1,043	808	3,325	9
27 大阪	7,525	3,783	2,167	5,904	5
28 兵庫	6,110	2,082	1,332	5,351	9
29 奈良	2,200	709	476	1,961	6
30 和歌山	2,566	336	641	2,868	3
31 鳥取	1,555	208	312	1,657	2
32 島根	2,290	163	511	2,631	7
33 岡山	3,607	562	803	3,836	12
34 広島	5,527	934	1,068	5,650	11
35 山口	3,349	552	749	3,539	7
36 徳島	2,203	192	603	2,603	11
37 香川	2,542	324	659	2,877	0
38 愛媛	3,122	355	818	3,577	8
39 高知	2,712	161	485	3,030	6
40 福岡	6,238	1,707	1,218	5,734	15
41 佐賀	1,791	280	772	2,280	3
42 長崎	2,723	437	913	3,193	6
43 熊本	3,965	485	1,010	4,483	7
44 大分	2,442	377	670	2,727	8
45 宮崎	2,951	327	451	3,072	3
46 鹿児島	4,809	340	1,377	5,833	13
47 沖縄	4,864	49	131	4,942	4
48 厚労省	0	0	6	6	0
合計	159,086	35,846	35,812	158,735	317

第18 戦傷病者等の妻に対する特別給付金(第二十三回特別給付金)請求書の処理状況調

平成19年12月末現在

都道府県等	受付件数 (A)	他県への 送付件数 (B)	他県から受け 付けた件数 (C)	裁定件数等 (D)	未処理件数 E=(A-B+C-D)
1 北海道	513	63	57	501	6
2 青森	186	11	35	209	1
3 岩手	337	15	28	345	5
4 宮城	359	40	36	351	4
5 秋田	201	9	38	229	1
6 山形	287	11	56	330	2
7 福島	515	26	87	572	4
8 茨城	556	59	67	550	14
9 栃木	272	28	59	300	3
10 群馬	325	46	38	317	0
11 埼玉	381	153	37	263	2
12 千葉	491	135	55	411	0
13 東京	544	321	198	410	11
14 神奈川	419	241	27	200	5
15 新潟	709	14	118	813	0
16 富山	209	8	19	219	1
17 石川	185	18	22	186	3
18 福井	216	9	36	243	0
19 山梨	168	12	34	187	3
20 長野	628	25	83	681	5
21 岐阜	499	41	89	544	3
22 静岡	633	72	47	608	0
23 愛知	694	167	50	569	8
24 三重	357	28	68	396	1
25 滋賀	204	30	36	210	0
26 京都	358	83	55	327	3
27 大阪	564	289	105	372	8
28 兵庫	669	150	76	551	44
29 奈良	204	50	38	190	2
30 和歌山	383	30	54	402	5
31 鳥取	174	7	25	191	1
32 島根	329	9	52	369	3
33 岡山	510	47	56	515	4
34 広島	623	66	76	632	1
35 山口	433	51	52	434	0
36 徳島	272	4	41	304	5
37 香川	369	23	47	393	0
38 愛媛	317	13	64	360	8
39 高知	336	5	40	365	6
40 福岡	762	181	76	654	3
41 佐賀	253	18	87	319	3
42 長崎	498	44	53	494	13
43 熊本	599	43	89	624	21
44 大分	314	26	48	334	2
45 宮崎	354	23	35	363	3
46 鹿児島	822	27	118	902	11
47 沖縄	429	1	19	441	6
48 厚労省	0	0	2	2	0
合計	19,460	2,772	2,728	19,182	234

第19 戦没者の父母等に対する特別給付金(第二十一回特別給付金)請求書の処理状況調

平成19年12月末現在

都道府県等	受付件数 (A)	他県への 送付件数 (B)	他県から受け 付けた件数 (C)	裁定件数等 (D)	未処理件数 E=(A-B+C-D)
1 北海道	6	2	1	5	0
2 青森	5	1	0	4	0
3 岩手	1	0	0	1	0
4 宮城	4	0	0	4	0
5 秋田	4	1	2	5	0
6 山形	0	0	1	1	0
7 福島	3	0	1	4	0
8 茨城	2	0	0	2	0
9 栃木	0	0	1	1	0
10 群馬	1	0	0	1	0
11 埼玉	6	2	0	4	0
12 千葉	3	1	1	3	0
13 東京	7	4	3	6	0
14 神奈川	0	0	0	0	0
15 新潟	4	0	0	4	0
16 富山	3	1	0	2	0
17 石川	2	0	0	2	0
18 福井	4	0	0	4	0
19 山梨	0	0	0	0	0
20 長野	2	0	2	4	0
21 岐阜	4	0	0	4	0
22 静岡	5	1	2	6	0
23 愛知	8	1	1	8	0
24 三重	4	0	0	4	0
25 滋賀	4	1	0	3	0
26 京都	7	2	1	6	0
27 大阪	4	2	0	2	0
28 兵庫	5	1	0	4	0
29 奈良	0	0	2	2	0
30 和歌山	2	0	0	2	0
31 鳥取	1	0	0	1	0
32 島根	13	0	1	14	0
33 岡山	8	1	0	7	0
34 広島	16	0	4	19	1
35 山口	13	2	1	12	0
36 徳島	4	0	0	4	0
37 香川	2	1	1	2	0
38 愛媛	2	1	0	1	0
39 高知	7	0	0	7	0
40 福岡	7	2	0	5	0
41 佐賀	1	0	2	3	0
42 長崎	11	3	2	10	0
43 熊本	8	0	0	8	0
44 大分	5	0	1	6	0
45 宮崎	2	0	0	2	0
46 鹿児島	7	0	0	7	0
47 沖縄	22	0	0	22	0
48 厚労省	0	0	0	0	0
合計	229	30	30	228	1

第20 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第八回特別弔慰金)請求書の処理状況調

平成19年12月末現在

都道府県等	受付件数 (A)	他県への 送付件数 (B)	他県から受け 付けた件数 (C)	裁定件数等 (D)	未処理件数 E=(A-B+C-D)
1 北海道	30,793	4,471	2,971	27,305	1,988
2 青森	14,371	767	1,818	15,037	385
3 岩手	17,912	730	2,397	19,002	577
4 宮城	23,410	2,010	3,259	23,651	1,008
5 秋田	17,613	530	3,352	20,222	213
6 山形	19,227	539	4,047	22,416	319
7 福島	23,620	1,396	5,257	26,463	1,018
8 茨城	27,323	3,515	4,398	27,026	1,180
9 栃木	17,816	1,876	3,799	19,261	478
10 群馬	20,649	1,993	3,336	21,819	173
11 埼玉	33,061	13,251	2,785	22,240	355
12 千葉	33,592	11,859	3,221	24,479	475
13 東京	44,914	25,816	13,455	31,346	1,207
14 神奈川	35,115	18,818	3,114	18,405	1,006
15 新潟	34,600	1,052	7,024	39,919	653
16 富山	11,717	649	1,928	12,646	350
17 石川	12,088	873	2,388	12,595	1,008
18 福井	13,743	577	2,603	15,164	605
19 山梨	9,729	593	2,497	11,413	220
20 長野	24,045	1,381	4,388	26,480	572
21 岐阜	26,034	2,640	4,163	27,211	346
22 静岡	37,796	3,536	3,817	37,287	790
23 愛知	51,959	11,169	4,164	44,447	507
24 三重	27,937	2,265	4,841	30,157	356
25 滋賀	16,313	2,346	3,149	16,929	187
26 京都	25,716	5,421	4,410	24,460	245
27 大阪	50,624	25,395	8,273	32,155	1,347
28 兵庫	48,568	12,726	6,660	40,679	1,823
29 奈良	16,096	3,966	2,832	14,764	198
30 和歌山	17,891	1,490	3,721	19,655	467
31 鳥取	10,082	649	1,816	10,627	622
32 島根	14,654	537	3,174	17,054	237
33 岡山	24,509	2,390	4,134	25,198	1,055
34 広島	34,549	3,640	5,854	34,212	2,551
35 山口	20,437	2,441	3,658	21,213	441
36 徳島	15,884	671	3,487	17,746	954
37 香川	15,434	1,111	3,415	17,143	595
38 愛媛	20,541	1,327	4,512	22,821	905
39 高知	12,823	493	2,487	14,500	317
40 福岡	44,446	10,488	6,507	38,649	1,816
41 佐賀	14,414	1,309	4,425	17,149	381
42 長崎	25,223	2,117	6,236	28,263	1,079
43 熊本	27,973	2,005	5,831	29,972	1,827
44 大分	19,071	1,629	4,241	21,180	503
45 宮崎	18,865	1,659	2,813	19,702	317
46 鹿児島	29,858	1,245	8,122	36,069	666
47 沖縄	57,574	276	1,762	58,223	837
48 厚労省	0	0	6	6	0
合計	1,190,609	197,637	196,547	1,154,360	35,159

第21 都道府県別援護年金受給者数

平成19年12月末現在

都道府県名	障害年金	遺族年金	遺族給与金	合 計
北海道	40	250	73	363
青 森	9	179	30	218
岩 手	28	216	33	277
宮 城	30	301	55	386
秋 田	5	124	12	141
山 形	12	141	22	175
福 島	27	198	55	280
茨 城	21	194	66	281
栃 木	20	118	22	160
群 馬	15	146	26	187
埼 玉	36	286	73	395
千 葉	33	377	78	488
東 京	99	586	165	850
神奈川	40	445	103	588
新 潟	27	328	50	405
富 山	15	122	19	156
石 川	19	222	39	280
福 井	15	144	24	183
山 梨	8	66	25	99
長 野	36	218	51	305
岐 阜	28	253	48	329
静 岡	46	453	108	607
愛 知	89	512	230	831
三 重	39	319	61	419
滋 賀	16	155	26	197
京 都	30	272	66	368
大 阪	69	668	110	847
兵 庫	64	579	94	737
奈 良	11	145	36	192
和歌山	27	207	34	268
鳥 取	8	128	29	165
島 根	24	190	43	257
岡 山	60	382	65	507
広 島	242	610	440	1,292
山 口	66	343	99	508
徳 島	15	199	32	246
香 川	19	202	36	257
愛 媛	39	282	51	372
高 知	30	307	25	362
福 岡	65	533	119	717
佐 賀	11	165	41	217
長 崎	80	317	203	600
熊 本	50	294	73	417
大 分	26	229	43	298
宮 崎	27	279	73	379
鹿 児 島	79	567	110	756
沖 縄	579	705	2,305	3,589
外国居住	13	14	36	63
合 計	2,387	13,970	5,657	22,014

第22 旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表

(1) 厚生労働省から総務省に進達した件数

平成20年1月末現在

区分	平成18年度 迄累計	平成19年度 (平20.1末)	計
1. 加算改定	816,098	99	816,197
2. 一時恩給	694,881	383	695,264
3. 普通恩給	1,126,049	76	1,126,125
4. その他	3,156,825	211	3,157,036
計	5,793,853	769	5,794,622

※

「加算改定」とは、昭和48年改正、昭和50年改正及び昭和54年改正による加算年の金額計算への算入による改定を言う。

「一時恩給」とは、昭和46年改正、昭和49年改正及び昭和50年改正による一時恩給(一時扶助料を含む)を言う。

「普通恩給」とは、昭和36年改正による地域加算、昭和40年改正による抑留加算並びに昭和46年改正による職務加算及び戦地外戦務加算によって権利が発生した恩給(普通扶助料を含む)を言う。

「その他」とは、公務扶助料、傷病恩給、一時金及び傷病賜金で、上記以外の恩給を言う。

(2) 各都道府県から厚生労働省への進達件数(旧陸軍関係)

平成20年1月末現在

区分 県別	調査票 送付件数	加算改定 進達件数			一時恩給 進達件数			
		17年度	18年度	19年度 (H20.1末)	17年度	18年度	19年度 (H20.1末)	
		1	北海道	1,031	26	3	2	21
2	青森	251	1	1	0	7	12	9
3	岩手	270	2	2	0	0	6	4
4	宮城	526	1	18	0	3	2	3
5	秋田	707	2	0	0	7	3	1
6	山形	544	0	1	0	8	2	11
7	福島	662	1	0	1	3	18	21
8	茨城	588	10	3	0	9	7	7
9	栃木	668	0	16	1	3	5	6
10	群馬	437	0	1	3	9	7	3
11	埼玉	702	51	0	0	8	9	10
12	千葉	740	8	0	2	9	11	23
13	東京	1,863	3	2	1	26	20	48
14	神奈川	588	0	0	0	7	7	13
15	新潟	865	0	2	1	25	15	40
16	富山	518	0	0	0	6	1	14
17	石川	414	0	1	0	3	2	2
18	福井	424	15	6	0	4	3	2
19	山梨	333	4	0	0	6	4	6
20	長野	1,093	5	1	0	3	6	5
21	岐阜	473	1	0	0	3	4	5
22	静岡	788	5	1	0	7	6	8
23	愛知	1,080	17	4	0	4	5	19
24	三重	576	11	0	0	1	2	3
25	滋賀	494	0	0	0	0	1	5
26	京都	574	2	0	0	4	1	5
27	大阪	1,113	16	0	0	9	7	3
28	兵庫	1,128	0	0	0	29	29	26
29	奈良	410	2	0	0	2	0	5
30	和歌山	551	0	0	0	7	5	7
31	鳥取	221	0	1	0	0	0	8
32	島根	342	0	0	0	1	2	2
33	岡山	576	0	0	0	1	0	3
34	広島	833	2	2	1	10	6	6
35	山口	619	3	11	0	6	3	3
36	徳島	328	1	0	0	6	4	0
37	香川	575	22	2	1	25	10	10
38	愛媛	766	11	2	8	10	7	10
39	高知	243	0	0	0	5	7	8
40	福岡	1,336	3	4	1	19	18	13
41	佐賀	384	2	1	0	1	2	7
42	長崎	482	4	1	0	6	13	5
43	熊本	586	2	1	0	5	4	5
44	大分	415	6	0	0	4	3	5
45	宮崎	398	0	0	1	2	5	2
46	鹿児島	649	2	0	0	13	14	17
47	沖縄	147	0	1	3	0	1	1
	合計	29,311	241	88	26	347	316	438

備考

- 1 本表は、各都道府県から厚生労働省へ進達された旧陸軍関係の数を表したものである。
- 2 調査票送付件数は、平成9年9月以降に厚生労働省より各都道府県へ送付した「在職年調査票」の総数である。
- 3 加算改定の進達件数は、普通恩給、普通扶助料、公務扶助料及び増加恩給に併給される普通恩給の総数である。
- 4 一時恩給には一時扶助料及び一時金(遺族一時金)が含まれている。

第23 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表

1 地域別内訳（平成20年1月1日現在）

（単位：人）

身分 地域		軍人軍属		一般邦人	合 計
		陸 軍	海 軍		
ソ 連	ソ 連	2		* 7	9
	樺 太			* 40	40
中 国		16	1	* 297	314
北 朝 鮮				48	48
そ の 他 南 方 等	ミャンマー(ビルマ)	1			1
	ベトナム	1			1
	フィリピン			1	1
	マリア諸島			1	1
	トラック諸島		1		1
	韓国			9	9
合 計		20	2	403	425

（注）＊印は中国孤児等対策室が担当、それ以外は調査資料室

2 年次（最終消息）別内訳（平成20年1月1日現在）

（単位：人）

資料年次 地 域	昭和30年以前 に最終生存資料 のある者	昭和31年～平 成12年の間に 最終生存資料の ある者	平成13年以降 に最終生存資料 のある者	合 計
	旧 ソ 連	9	40	
中 国	226	76	12	314
北 朝 鮮	8	38	2	48
そ の 他 (南方等)	14	0	0	14
合 計	257	154	14	425